

身体障がいの方が自動車を所有（取得）し、自ら運転する場合の減免

身体障がいの方が自動車を所有(取得)し、もっばらご自分で運転する場合は、自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

次のことに留意してください。

○ 身体障がい者の方1人につき自家用の自動車1台に限ります。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出) ※窓口にあります | |
| 2 身体障害者手帳等(原本提示) …………… | 身体障がい者の方の確認のため |
| 3 自動車運転免許証(原本提示) …………… | 運転する方の確認のため |
| 4 自動車検査証又は電子車検証及び自動車検査証記録事項（電子車検証と併せて交付されます）(原本提示) …………… | 自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため |

(自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出)

- ※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求められる場合があります。
- ※2 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類をを求める場合があります。
詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続きをしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 継続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。

なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

ただし、減免を受けることができる自動車は、身体障がい者の方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車（新車）の自動車税環境性能割の減免を受けるためには、新車の登録日から1か月以内に、今まで減免を受けていた自動車（旧車）の移転又は抹消の登録手続きが必要です。

なお、旧車の処理状況により新車、旧車どちらかの自動車に自動車税種別割を課税する場合がありますので、「自動車税種別割の減免の適用」欄をご確認ください。

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。

変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

自動車を運転しないこととなったなど、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。